

平成 28 年度坂出市障がい者就労施設等からの 物品等調達方針

1. 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等〔別紙 1〕からの物品及び役務（以下「物品等」という。）〔別紙 2〕の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものである。

2. 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この方針は、坂出市の全ての機関の物品等の調達に適用する。

4. 調達目標

平成 28 年度の調達目標額は、2,200 千円以上とする。

5. 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び坂出市契約規則（昭和 40 年坂出市規則第 4 号）に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等から随意契約を活用する。
- (2) 坂出市障がい者就労体験事業「ヨロコビワゴンセール」による障がい者の就労体験の場を提供し、障がい者就労施設等の商品を販売する。

6. 調達の推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達に関し、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、次のとおり努めるものとする。

- (1) 健康福祉部ふくし課は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報について市の全ての機関へ情報提供を行う。
- (2) 市の全ての機関は、障がい者就労施設等との契約が円滑に行われるよう配慮する。
- (3) 市の全ての機関は、障がい者就労施設等からの物品等の購入が簡易に行われるよう配慮する。

- (4) 市の全ての機関は、障がい者就労施設等への発注について、各障がい者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

7. 共同受注窓口の活用

- (1) 発注情報の提供や障がい者就労施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等については、障がい者就労施設等の共同受注窓口として設置している特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会（以下「協議会」という。）を活用する。

なお、協議会については、坂出市障害者支援施設等受注団体認定要綱（平成 25 年坂出市要綱第 60 号）に基づき、市が随意契約できる相手方として認定しており、障がい者就労施設と同様に協議会の物品等の調達も随意契約により行うことができる。

- (2) 坂出市障がい者就労体験事業「ヨロコビワゴンセール」を協議会と実施する。

8. 調達実績の公表

この方針に基づく物品等の調達については、当該年度終了後、実績を取りまとめ公表するものとする。

9. その他

- (1) 市主催行事等における配慮

市の機関が開催する各種行事、イベント等について、健康福祉部ふくし課や協議会を通じて、障がい者就労施設等への情報提供を行う。

- (2) 業務委託先等における配慮

市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、補助金の交付先等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

- (3) 県等との連携

県、関係機関とも連携を図り、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

- (4) 職員等の協力

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、障がい者就労施設等からの購入に協力するよう求める。

【障がい者就労施設等の分類】

| | |
|-------------------|--|
| 共同受注窓口 | 複数の障がい者就労施設による共同受注及び発注情報の収集や提供等を行うために設置したワンストップ窓口 |
| 就労継続支援 A 型・B 型事業所 | 障害者総合支援法第 5 条第 15 項に規定する、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所 |
| 就労移行支援事業所 | 障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所 |
| 生活介護事業所 | 障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生活活動の機会を提供する事業所 |
| 障がい者支援施設 | 障害者総合支援法第 5 条第 12 項に規定する障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。） |
| 地域活動支援センター | 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設 |
| 小規模作業所 | 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設 |
| 特例子会社 | 障害者雇用促進法第 44 条第 1 項の規定により、障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた子会社 |
| 重度障がい者多数雇用事業所 | 障害者雇用促進法第 2 条第 3 号に規定する重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主 |
| 在宅就業障がい者 | 障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者 |
| 在宅就業支援団体 | 障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体 |

【物品等の分類】

| 品目 | 具体例 |
|-------------|--|
| 事務用品・書籍 | 筆記具, 事務用具, 用紙, 封筒, ゴム印, 書籍 など |
| 食料品・飲料 | パン, 弁当・おにぎり, 麺類, 加工食品, 菓子類, 飲料, コーヒー・茶, 米, 野菜, 果物 など |
| 小物雑貨 | 衣服・身の回り品・装身具, 食器類, 絵画・彫刻, 木工品・ 金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品, おもちゃ・人形, 楽器, 各種記念品, 清掃用具, 防災用品, 非常食, 花苗 など |
| その他の物品 | 机・テーブル, 椅子, キャビネット, ロッカー, 寝具, 器 物台, プランター, 車いす, 杖, 点字ブロック等上記以外 の物品 |
| 印刷 | ポスター, チラシ, リーフレット, 報告書・冊子, 名刺, 封筒などの印刷 |
| クリーニング | クリーニング, リネンサプライ など |
| 清掃・施設管理 | 清掃, 除草作業, 施設管理, 駐車場管理, 自動販売機管理 など |
| 情報処理・テープ起こし | ホームページ作成, プログラミング, データ入力・集計, テープ起こし など |
| 飲食店等の運営 | 売店, レストラン, 喫茶店 など |
| その他のサービス・役務 | 仕分け・発送, 袋詰・包装・梱包, 洗浄, 解体, 印刷物折 り, おしぼり類折り, 筆耕, 文書の廃棄(シュレッダー), 資源回収・分別 など |